

既存不適格建築物に係る規制の合理化
における法改正の研修会報告

- ・開催日時 平成 24 年 11 月 21 日（水）
- ・会場 鞆会館
- ・参加者 32 名
- ・講師 日本 E R I（株）大阪支店長 南出 和延 他 3 名
- ・スタッフ 4 名

・報告

昨今国の方針として、一定の安全性が確保されているストックを取り壊すことなく活用して、大規模な増改築を可能とするための特例処置が講じられるようになりました。

そこで今回、日本 E R I（株）大阪支店のご協力のもと、平成 24 年 9 月 20 日より施工されている建築基準法施工令第 137 条の 1 他の改正について、及び容積率算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化（防災倉庫・蓄電池室・自家発電機室・貯水槽等）の内容を合わせて解説頂きました。

当初申し込みには、22 社 39 名と関心の高さをしめしました。研修内容については、非常に難解な法文の為、全てを理解するにはさらに時間を要すると感じましたが、全体像を把握するための研修会となりました。